

【件名】ACT政府発表：NSW州からの新型コロナウイルス陽性者によるACT訪問に対する措置等（COVID-19 関連）

【ポイント】

- 6月19日（土）、ACT政府は、6月14日（月）にACTを訪問したNSW州からの旅行者が、新型コロナウイルスに感染していたことが判明したことを受け（注：6月18日の時点では感染の可能性があるとしていましたが感染が確定しました）、ACT内における感染の可能性がある地点（Exposure locations）に関する措置を更新する旨発表しました。
- 新たに、高度の感染の可能性がある地点（Close contact exposure location）として豪州国立美術館が指定され（注：6月18日の時点では、感染の可能性がある地点とされていましたが、19日に「高度の」感染の可能性がある地点に変更されました）、同美術館の特定場所に特定の日時に訪問歴のある人は、直ちにオンラインで申告し、同地点を訪問した日時から14日間自己隔離し、症状の有無にかかわらず、新型コロナウイルス検査を受けなければなりません。

【本文】

1 ACTにおける高度の感染の可能性がある地点等の指定

（1）6月19日（土）、ACT政府は、6月14日（月）にACTを訪問したNSW州からの旅行者が、新型コロナウイルスに感染していたことが判明したことを受け（注：6月18日の時点では感染の可能性があるとしていましたが感染が確定しました）、ACT内における感染の可能性がある地点（Exposure locations）に関する措置を更新する旨発表しました。

発表の詳細及び原文は下記リンク先をご確認ください。

<https://www.covid19.act.gov.au/news-articles/updated-advice-for-covid-19-exposure-locations-in-the-act>

（2）新たに、高度の感染の可能性がある地点（Close contact exposure location）として豪州国立美術館が指定され（注：6月18日の時点では、感染の可能性がある地点とされていましたが、19日に「高度の」感染の可能性がある地点に変更されました）、同美術館の特定場所に特定の日時に訪問歴のある人は、直ちにオンラインで申告し、同地点を訪問した日時から14日間自己隔離し、症状の有無にかかわらず、新型コロナウイルス検査を受けなければなりません。

オンライン申告先：<https://actredcap.act.gov.au/redcap/surveys/?s=ENA34MC3TR>

現時点の高度の感染の可能性がある地点及び日時は以下のとおりです。

○豪州国立美術館（National Gallery of Australia）で開催されていた「ボッティチェリからゴッホまで」展の会場及び同美術館内のギフトショップ：6月14日（月） 正午から

午後1時45分

(3) 上記展示会場等を訪問しなかった人でも、豪州国立美術館を、6月14日(月)の正午から午後2時の間に訪問した人は、直ちに新型コロナウイルスの検査を受け、陰性の結果を受け取るまで自己隔離してください。

(4) 軽度の感染の可能性がある地点(Casual contact exposure location)に訪問歴のある人は、オンラインで申告し、ACT保健局の指示に従って新型コロナウイルス検査を受け、症状の有無にかかわらず、陰性の結果を受け取るまで自己隔離し、同地点を訪問した日時から14日間は症状を観察し、少しでも症状が現れた場合は再検査しなければなりません。

オンライン申告先：<https://actredcap.act.gov.au/redcap/surveys/?s=ENA34MC3TR>

現時点の軽度の感染の可能性がある地点及び日時は以下のとおりです。

○Via Dolce Pasticceria レストラン：6月14日(月)午後2時45分から午後3時15分まで

2 NSW州における感染の可能性がある地点の増加

(1) NSW州における新型コロナウイルスの感染増加を受け、ACT政府は、NSW州における感染の可能性がある地点を更新(追加)しました。シドニー大都市圏(Greater Sydney)及びウロンゴン(Wollongong)に訪問歴のある人はACT政府のホームページを確認し、特定の地点に特定の日に訪問歴がある場合は、関連する措置に従ってください。

(2) なお、ACT政府はボンダイ・ジャンクション(Bondi Junction)を軽度の感染の可能性がある地点として規定していますので、症状の有無にかかわらず、特定の日にボンダイ・ジャンクションに訪問歴のある人は、直ちにオンラインで申告し、検査を受け、陰性の結果を受け取るまで自己隔離する必要があります。

オンライン申告先：<https://actredcap.act.gov.au/redcap/surveys/?s=ENA34MC3TR>

ACT政府指定のNSW州における新型コロナウイルス懸念地点(COVID-19 areas of concern)は以下のリンク先をご確認ください

<https://www.covid19.act.gov.au/updates/covid-19-areas-of-concern>

3 ACT政府は、下記リンク先に新型コロナウイルスに関する最新の情報を掲載していますので、定期的に確認し、最新の情報を入手するよう心がけてください。

<https://www.covid19.act.gov.au/>

(メール発信者)

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話：02-6273-3244(代表)

FAX：02-6273-1848

メール：consular@cb.mofa.go.jp

大使館 HP : https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※豪州政府の政策等に関しましては、下記のサイトを参考にしてください。

豪州政府コロナウイルス専用サイト : <https://www.australia.gov.au/>

A C T政府コロナウイルス関連サイト : <https://www.covid19.act.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト : <https://covid19.homeaffairs.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト（日本語） :

<https://covid19inlanguage.homeaffairs.gov.au/ja>

豪保健省コロナウイルス関連サイト : <https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert>

※当館はA C T（首都特別地域）を管轄しておりますが、それぞれの州政府の政策等に関するお問い合わせに関しましては、各総領事館にお問い合わせください。

在シドニー総領事館（N S W州，N T（北部準州）管轄）

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在メルボルン総領事館（V I C州，S A州，T A S州管轄）

https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在ブリスベン総領事館（Q L D州管轄）

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在パース総領事館（W A州管轄）

https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※たびレジに簡易登録をされた方でメールの配信を停止・変更したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>